

2021年12月13日  
日 本 銀 行  
金 融 機 構 局

株式買入等基本要領に定める信託の受託者選定  
にかかると一般競争入札の実施について

「株式買入等基本要領」（2002年10月11日政策委員会決定）および「株式買入等基本要領に定める信託の受託者の選定に関する細目」（2018年12月21日決定）に基づく信託の受託者の選定にかかると一般競争入札への参加者を、下記の要領により公募します。

記

1. 信託契約

(1) 信託の種類

日本銀行を委託者兼受益者とする指定包括信託  
業務内容の詳細は、入札説明書（4.（1）により交付するもの。以下同じ。）に記載する。

(2) 信託財産（当初信託元本）

イ、受託者として現行の受託者以外の信託銀行が選定された場合  
若干の金銭<sup>(注)</sup>

(注) 日本銀行が現行の受託者のもとで信託財産として保有する株式および金銭については、新たに選定された受託者との契約開始後に追加信託を行う。

ロ、受託者として現行の受託者が選定された場合

契約開始日の前日に日本銀行が信託財産として保有する株式および金銭

(3) 契約開始日

2022年3月1日以降、同年4月1日までの日本銀行が別途指定する日

(4) 契約終了日

2023年3月31日。ただし、契約期間の満了が契約開始日から4年を超えない範囲で、最大3回、契約期間の延長ができるものとする。

また、契約期間の満了または信託の終了に伴い、新たな受託者が選定さ

れる場合には、新たな受託者が従前の受託者から円滑な信託財産の引継ぎ等を受けるために日本銀行が必要と認める期間を契約期間に加算するものとする。

## 2. 入札に参加できる者

4. (2) により本件公募に応募した者（以下「応募者」という。）であつて、次に掲げる要件を満たす者

- (1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の認可を受けて信託業務を営む銀行であること
- (2) 日本銀行本店の当座預金取引先であること
- (3) 信用力に関して、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」（平成 31 年 3 月 26 日決定）第 2 章 1. に定める要件を満たすこと（この場合において、同要件に「申出者」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。また、2021 年 10 月 1 日以降、補完貸付対象先（「補完貸付制度基本要領」（平成 13 年 2 月 28 日決定）に基づく相対型電子貸付を利用することを認められた金融機関等をいう。）にかかる承認（更新も含む。）を受けた先については、この要件を満たしているものとみなす。）
- (4) 2021 年 3 月末において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として所有する株式（他の法人に対する再信託または他の法人との共同での受託により当該他の法人に資産管理が委託されている株式を含む。）の貸借対照表価額の合計額が 1.7 兆円以上であること
- (5) 2020 年 4 月 1 日以降、監督官庁による行政処分を受けていないこと（行政処分の内容および処分の対象となった法令違反行為の内容等に照らし、日本銀行が、審査の結果、受託者とするのが不適当でないことを認めた場合を除く。）
- (6) 本件の受託業務を円滑かつ適正に遂行できる体制（本件信託に関して、株式の処分にかかる運用判断を専任のファンドマネージャーに行わせることを含む。）が整っていると認められること
- (7) 次のイ、からニ、までに該当しない者

- イ、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者または破産手続開始の決定を受けた者
  - ロ、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者または再生手続開始の決定を受けた者
  - ハ、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または更生手続開始の決定を受けた者
- ニ、イ、からハ、までに準じて本件入札にかかる契約の履行能力がないと認められる者

(8) 開札時まで日本銀行から「調達・処分に関する取引停止措置要領」に基づく取引停止措置（次のイ、およびロ、に該当するものに限る。）を受けていない者

- イ、取引停止措置の効果が日本銀行金融機構局または同業務局との契約に及ぶ場合
- ロ、取引停止措置の効果が本件入札にかかる契約の属する業務分野または履行地域に及ぶ場合

(9) 自社若しくはその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者でないこと

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に定めるところの破壊的団体またはその構成員でないこと

(11) 二者が共同して本件の受託業務を受託すること（以下単に「共同受託」という。）を条件に、本件公募に応募する場合には、次に掲げる要件をすべて満たしていること

- イ、本件公募に共同して応募していること
- ロ、いずれの応募者も本件公募に重複して応募していないこと
- ハ、いずれの応募者においても（1）から（10）までに掲げる要件を満たしていること（ただし、本件信託にかかる専任のファンドマネージャーの配置については、運用判断を主として行う者のみが満たしていればよい。）

- (12) 本件の受託業務の一部を再信託すること（以下単に「再信託」という。）を条件に、本件公募に応募する場合には、次に掲げる要件をすべて満たしていること
- イ、本件公募への応募の際に、再信託の受託者となる者（以下「再受託者」という。）を特定していること（当該再受託者の同意を得ている場合に限る。）
  - ロ、再受託者が応募者でないこと
  - ハ、再受託者においても（1）から（10）までに掲げる要件を満たしていること（ただし、本件信託にかかる専任のファンドマネージャーの配置については、これを要しない。）
- (13) 本件の受託業務の一部を再信託以外の方法により第三者に委託すること（以下単に「事務委託」という。）を条件に、本件公募に応募する場合には、次に掲げる要件をすべて満たしていること
- イ、本件公募への応募の際に、事務委託の相手方となる者（以下「事務委託先」という。）を特定していること（当該事務委託先の同意を得ている場合に限る。）
  - ロ、事務委託先が応募者でないこと
  - ハ、事務委託先が一法人に限られること
  - ニ、事務委託先においても（5）から（10）までに掲げる要件を満たしていること（ただし、本件信託にかかる専任のファンドマネージャーの配置については、応募者がこれを満たす場合には、事務委託先においてはこれを要しない。また、（6）に定める体制については、委託事務の内容に応じて事務委託先に適用される関係法令を遵守することを含む。）
  - ホ、事務委託先が、次の（イ）から（ニ）までに掲げる基準のいずれかに該当する株式会社であること
    - （イ）応募者の子会社（応募者が連結財務諸表提出会社である場合には、連結の範囲に含まれる子会社および持分法の適用を受ける子会社）
    - （ロ）応募者の親会社（日本銀行との間で調査に関する契約（2002年8月30日政策委員会決定にかかる契約書またはこれに準ずる契約書によるものをいう。）を締結している先に限る。）
    - （ハ）応募者の親会社の子会社（当該応募者を除く。）（親会社が連結財務諸表提出会社である場合には、その連結の範囲に含まれる子会社および持分法の適用を受ける子会社）

(二) その他、実質的な支配力または影響力に照らして、(イ) から (ハ) までの掲げる基準に該当する企業に準ずるものとして応募者と特に密接な関係を有すると日本銀行が認める株式会社

(14) 共同受託または再信託と事務委託を同時に行う場合には、(11) または (12) に定める要件および (13) に定める要件をそれぞれ満たしていること

(15) 本要領、4. (1) に基づき応募者が日本銀行に提出する「機密保持に関する誓約書」、同 (1) に基づき応募者が日本銀行から交付を受ける「入札説明書」、同 (2) に基づき応募者が日本銀行に提出する「第一次資格審査申請書」に記載する事項および本件入札に関する日本銀行の指示をすべて遵守していること

### 3. 入札に付する事項

#### 1. の信託契約にかかる想定信託報酬率

想定信託報酬率の算定方法は、入札説明書に記載する。

### 4. 入札手続

#### (1) 入札説明書の交付

応募を検討する者に対して、2021年12月13日正午から2021年12月24日正午まで、入札説明書を交付する（場所：日本銀行金融機構局<本店新館3階>）。

入札説明書の交付は、「機密保持に関する誓約書」（別紙1～4のうち、該当する書式を使用する。）を（2）の応募受付・審査部署まで持参して提出することを条件とする。入札説明書の交付を希望する場合には、予め、（2）の連絡先に電話連絡するとともに、次に掲げる事項に留意すること。

- ・ 共同受託を条件に本件公募に応募することを検討する場合には、応募を検討する二者のうち、運用判断を主として行う者を代表者に選定し、（2）以降の手続について、すべて当該代表者が代表して行うものとする。代表者は、代表者以外の者の「機密保持に関する誓約書」も併せて提出すること。
- ・ 再信託または事務委託を条件に本件公募に応募することを検討する場合には、応募を検討する者は、再受託者または事務委託先の「機密保持

に関する誓約書」も併せて提出すること。

- ・ 共同受託または再信託と事務委託を同時に行う場合には、応募を検討する者は、別紙2～4のうち、該当する書式をすべて提出すること。

## (2) 応募および第一次資格審査

本件公募への応募は、「第一次資格審査申請書」（別紙5～8のうち、該当する書式を使用する。）に所定の事項を記載したうえ、2022年1月11日から2022年1月18日までに、次のいずれかの方法により提出すること。

イ、下掲の応募受付・審査部署宛に郵送する方法（配達履歴が残るものにより、提出期日までに必着のこと。郵便事情による遅延等の事情は一切斟酌しない。）

ロ、下掲の応募受付・審査部署（本店新館3階）まで持参して提出する方法（受付時間は、日本銀行営業日の10時00分～17時00分。予め、下掲の連絡先に電話連絡すること。）

日本銀行は、応募者について、2.（6）を除く。）に掲げる入札参加資格を審査のうえ、第一次資格審査合格者に合格通知書を、不合格者に不合格通知書を交付する（場所：日本銀行金融機構局<本店新館3階><sup>(注)</sup>）。

(注) 状況に応じ、交付方法を変更する可能性がある。

### <応募受付・審査部署>

住所：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行金融機構局総務課信用政策企画グループ

※「第一次資格審査申請書」を封入した封筒に「受託者選定第一次資格審査申請書在中」と朱書きすること

電話：03-3277-3607、03-3277-3017

## (3) 第二次資格審査

第一次資格審査合格者に対して、2.（6）に掲げる入札参加資格の審査を行う。

第二次資格審査は、第一次資格審査合格者によるプレゼンテーションおよび提出資料により行う。プレゼンテーションおよび提出資料の詳細は、入札説明書に記載する。

日本銀行は、審査のうえ、第二次資格審査合格者に入札参加資格確認済証を、不合格者に不合格通知書を交付する（場所：日本銀行金融機構局<本店新館3階><sup>(注)</sup>）。

(注) 状況に応じ、交付方法を変更する可能性がある。

#### (4) 入札・開札

##### イ、日時・場所（予定）

###### ・入札

日時：2022年2月4日

11時00分（提出受付開始）～11時30分（提出受付締切）

場所：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行本店金融機構局会議室

###### ・開札

日時：2022年2月4日 11時30分

場所：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行本店金融機構局会議室

(注) 入札・開札の日時・場所は変更することがある。

##### ロ、入札書の作成方法、入札の手続等

入札書の作成方法、入札の無効その他の入札の手続等については、入札説明書に記載する。

#### (5) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、日本銀行が別に定める予定価額（信託報酬率）以下で、最低の想定信託報酬率をもって入札した者を落札者とする。

ただし、その者の想定信託報酬率が、日本銀行が別に定める調査基準価額（信託報酬率）を下回った場合には、その者が本件入札にかかる契約を適正に履行できるかどうかを調査し、調査の結果によっては、他の入札参加者を落札者とする可能性がある。

#### (6) 入札結果の公表

日本銀行は、落札者名および落札者の想定信託報酬率を適宜の方法により公表する。

以 上

<本件に関する照会先>

日本銀行金融機構局総務課信用政策企画グループ

03-3277-3607、03-3277-3017

(共同受託・再信託・事務委託を行わない場合)

## 機密保持に関する誓約書

(注1) \_\_\_\_\_ は、「株式買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札の実施について」(2021年12月13日公表。以下「入札実施要領」といいます。)に基づく入札手続に関して、および、落札者となった場合においては、入札実施要領記書き1.の信託契約に基づく受託業務の準備に関して、それぞれ日本銀行から知り得た情報を、本日以降、入札手続終了後においても、当行の関係役職員以外に漏洩し、あるいは盗用しないこと、および、他の用途に用いないことを誓約いたします。

年 月 日

金融機関名

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印 (注2)

日本銀行金融機構局長 殿

(注1) 金融機関名を記載してください。

(注2) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(共同受託・再信託を行う場合)

## 機密保持に関する誓約書

(注1) \_\_\_\_\_ および (注2) \_\_\_\_\_ は、「株式買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札の実施について」(2021年12月13日公表。以下「入札実施要領」といいます。)に基づく入札手続に関して、および、(注1) \_\_\_\_\_ が落札者となった場合においては、入札実施要領記書き1.の信託契約に基づく受託業務の準備に関して、それぞれ日本銀行から知り得た情報を、本日以降、入札手続終了後においても、(注1) \_\_\_\_\_ および (注2) \_\_\_\_\_ の関係役職員以外に漏洩し、あるいは盗用しないこと、および、他の用途に用いないことを誓約いたします。

年 月 日

金融機関名  
代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印 (注3)

金融機関名  
代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印 (注3)

日本銀行金融機構局長 殿

(注1) 共同受託を行う場合は入札手続の代表者の金融機関名を、再信託を行う場合は応募者の金融機関名を記載してください。

(注2) 共同受託を行う場合は入札手続の代表者以外の者の金融機関名を、再信託を行う場合は再受託者の金融機関名を記載してください。

(注3) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(事務委託を行う場合<応募を検討する者>)

## 機密保持に関する誓約書

(注1) \_\_\_\_\_ は、「株式買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札の実施について」(2021年12月13日公表。以下「入札実施要領」といいます。)に基づく入札手続に関して、および、落札者となった場合においては、入札実施要領記書き1.の信託契約に基づく受託業務の準備に関して、それぞれ日本銀行から知り得た情報を、本日以降、入札手続終了後においても、当行および当行の事務委託の相手方となる株式会社の関係役職員以外に漏洩し、あるいは盗用しないこと、および、他の用途に用いないことを誓約いたします。

年 月 日

金融機関名

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印 (注2)

日本銀行金融機構局長 殿

(注1) 金融機関名を記載してください。

(注2) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(事務委託を行う場合＜事務委託の相手方＞)

## 機密保持に関する誓約書

(注1) \_\_\_\_\_ は、「株式買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札の実施について」(2021年12月13日公表。以下「入札実施要領」といいます。)に基づく入札手続に関して、および、(注2) \_\_\_\_\_ が落札者となった場合においては、入札実施要領記書き1.の信託契約に基づく受託業務の準備に関して、それぞれ(注2) \_\_\_\_\_ を通じて日本銀行から知り得た情報を、本日以降、入札手続終了後においても、当社の関係役職員以外に漏洩し、あるいは盗用しないこと、および、他の用途に用いないことを誓約いたします。

年 月 日

株式会社名

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印 (注3)

日本銀行金融機構局長 殿

(注1) 金融機関からの事務委託の相手方となる株式会社名を記載してください。

(注2) 事務委託の委託者となる金融機関名を記載してください。

(注3) 日本銀行との間の当座預金取引先である場合には、株式会社名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。日本銀行との間の当座預金取引先ではない場合には、株式会社名、代表者役職名・氏名および印鑑は、登記事項証明書および印鑑登録証明書によることとし、最新かつ有効なこれらの証明書を添付してください。

(共同受託・再信託・事務委託を行わない場合)

年 月 日

日本銀行金融機構局長 殿

## 第一次資格審査申請書

\_\_\_\_\_ <sup>(注1)</sup> は、「株式買入等基本要領」に定める信託の受託者となることを希望し、以下の諸点を表明および確約のうえ、第一次資格審査を申請します。

1. 当方は、「株式買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札の実施について」（2021年12月13日公表。以下「入札実施要領」といいます。）記書き2. に掲げる要件をすべて満たしています。当該要件を満たしていることに関して、下記のとおり所要の事項を報告します。<sup>(注2)</sup>
2. 当方の申請または報告にかかる事項の記載内容に虚偽は一切ないほか、日本銀行から要請がある場合には、計数等の裏付けとなる資料その他日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

## 記

1. 信託財産として所有する株式の合計の金額 <sup>(注3)</sup> (2021年3月末時点)

①所有額合計	億円
再信託を受けて所有する分	億円
共同受託により所有する分	億円
②再信託または共同受託契約に基づき、他の金融機関に資産管理を委託している分	億円
合計 (①+②)	億円

2. 行政処分

(1) 2020年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受けた事実 <sup>(注4)</sup>

有	無
---	---

(2) 行政処分の概要等 <sup>(注5)</sup>

--

3. 連絡先 <sup>(注6)</sup>

	第1順位	第2順位
担当部署・役職名		
担当者氏名		
担当者電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住所 (〒 - )		

金融機関名

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印 <sup>(注7)</sup>

(注1) 金融機関名を記載してください。

(注2) 2021年10月1日以降、補完貸付対象先(「補完貸付制度基本要領」に基づく相対型電子貸付を利用することを認められた金融機関等をいう。)にかかる承認(更新も含む。)を受けていない場合には、直近決算において、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」第2章1. に定める要件を満たしていることを適宜の様式で示してください。

(注3) 「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。

(注4) 有・無のいずれかに○印を付けてください。

(注5) 2.(1)で有に○印を付けた場合には、当該行政処分の概要を記載してください。併せて当該行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。また、2.(1)で無に○印を付けた場合であっても、2020年4月1日以降に、法令違反等を理由に監督官庁から銀行法等に基づく報告または資料の徴求を受けた事実があるときは、その概要を記載してください。

(注6) 第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。優先順位を付けて2名まで記載してください。

(注7) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(共同受託を行う場合)

年 月 日

日本銀行金融機構局長 殿

第一次資格審査申請書

\_\_\_\_\_ <sup>(注1)</sup> および \_\_\_\_\_ <sup>(注2)</sup> は、共同して受託業務を受託することを条件に、「株式買入等基本要領」に定める信託の受託者となることを希望し、以下の諸点を表明および確約のうえ、第一次資格審査を申請します。

なお、入札手続における代表者として \_\_\_\_\_ <sup>(注1)</sup> を選定し、以後の入札手続（第二次資格審査におけるプレゼンテーションおよび提出資料の作成ならびに入札に付す想定信託報酬率の決定および提出を含みます。）については、すべて当該代表者が代表して行うものとします。

1. 当方は、「株式買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札の実施について」（2021年12月13日公表。以下「入札実施要領」といいます。）記書き2.に掲げる要件をすべて満たしています。当該要件を満たしていることに関して、下記のとおり所要の事項を報告します。<sup>(注3)</sup>
2. 本件受託業務の共同受託については、その時期および内容について、日本銀行との間で予め協議したうえで、その同意を得て実施することとします。
3. 当方の申請または報告にかかる事項の記載内容に虚偽は一切ないほか、日本銀行から要請がある場合には、計数等の裏付けとなる資料その他日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

記

1. 信託財産として所有する株式の合計の金額<sup>(注4)</sup> (2021年3月末時点)

	(a) <sup>(注1)</sup>	(b) <sup>(注2)</sup>
①所有額合計	億円	億円
再信託を受けて所有する分	億円	億円
共同受託により所有する分	億円	億円
②再信託または共同受託契約に基づき、他の金融機関に資産管理を委託している分	億円	億円
(a)欄の金融機関が、再信託または共同受託契約に基づき、(b)欄の金融機関に資産管理を委託している分	億円	—
合計 (①+②)	億円	億円

2. 行政処分

(1) 2020年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受けた事実<sup>(注5)</sup>

(注1)		(注2)	
有	無	有	無

(2) 行政処分の概要等<sup>(注6)</sup>

(注1)	(注2)

3. 連絡先<sup>(注7)</sup>

	第1順位	第2順位
担当部署・役職名		
担当者氏名		
担当者電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mailアドレス		
住所 (〒 - )		

金融機関名 <sup>(注1)</sup>

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印 <sup>(注8)</sup>

金融機関名 <sup>(注2)</sup>

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印 <sup>(注8)</sup>

- (注1) 入札手続の代表者（運用判断を主として行う者）となる金融機関名を記載してください。
- (注2) 入札手続の代表者以外の金融機関名を記載してください。
- (注3) 2021年10月1日以降、補完貸付対象先（「補完貸付制度基本要領」に基づく相対型電子貸付を利用することを認められた金融機関等をいう。）にかかる承認（更新も含む。）を受けていない場合には、直近決算において、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」第2章1. に定める要件を満たしていることを適宜の様式で示してください。
- (注4) 「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注5) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注6) 2.（1）で有に○印を付けた場合には、当該行政処分の詳細を記載してください。併せて当該行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。また、2.（1）で無に○印を付けた場合であっても、2020年4月1日以降に、法令違反等を理由に監督官庁から銀行法等に基づく報告または資料の徴求を受けた事実があるときは、その概要を記載してください。
- (注7) 入札手続における代表者にかかる第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。優先順位を付けて2名まで記載してください。
- (注8) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(再信託を行う場合)

年 月 日

日本銀行金融機構局長 殿

## 第一次資格審査申請書

\_\_\_\_\_ <sup>(注1)</sup> は、 \_\_\_\_\_ <sup>(注2)</sup> に受託業務の一部を再信託することを条件に、「株式買入等基本要領」に定める信託の受託者となることを希望し、以下の諸点を表明および確約のうえ、第一次資格審査を申請します。

なお、再信託の受託者となることについて、 \_\_\_\_\_ <sup>(注2)</sup> の同意を得ておりますので、申し添えます。

1. 当方は、「株式買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札の実施について」（2021年12月13日公表。以下「入札実施要領」といいます。）記書き2. に掲げる要件をすべて満たしています。当該要件を満たしていることに関して、下記のとおり所要の事項を報告します。<sup>(注3)</sup>
2. 本件受託業務の再信託については、その時期および内容について、日本銀行との間で予め協議したうえで、その同意を得て実施することとします。
3. 当方の申請または報告にかかる事項の記載内容に虚偽は一切ないほか、日本銀行から要請がある場合には、計数等の裏付けとなる資料その他日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

## 記

1. 信託財産として所有する株式の合計の金額 <sup>(注4)</sup> (2021年3月末時点)

	(a) <sup>(注1)</sup>	(b) <sup>(注2)</sup>
①所有額合計	億円	億円
再信託を受けて所有する分	億円	億円
共同受託により所有する分	億円	億円
②再信託または共同受託契約に基づき、他の金融機関に資産管理を委託している分	億円	億円
(a) 欄の金融機関が、再信託または共同受託契約に基づき、(b) 欄の金融機関に資産管理を委託している分	億円	—
合計 (①+②)	億円	億円

## 2. 行政処分

(1) 2020年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受けた事実<sup>(注5)</sup>

(注1)		(注2)	
有	無	有	無

(2) 行政処分の概要等<sup>(注6)</sup>

(注1)	(注2)

## 3. 連絡先<sup>(注7)</sup>

	第1順位	第2順位
担当部署・役職名		
担当者氏名		
担当者電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住所 (〒 - )		

金融機関名

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印<sup>(注8)</sup>

- (注1) 金融機関名を記載してください。
- (注2) 再信託の受託者となる金融機関名を記載してください。
- (注3) 2021年10月1日以降、補完貸付対象先(「補完貸付制度基本要領」に基づく相対型電子貸付を利用することを認められた金融機関等をいう。)にかかる承認(更新も含む。)を受けていない場合には、直近決算において、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」第2章1.に定める要件を満たしていることを適宜の様式で示してください。
- (注4) 「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注5) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注6) 2.(1)で有に○印を付けた場合には、当該行政処分の概要を記載してください。併せて当該行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。また、2.(1)で無に○印を付けた場合であっても、2020年4月1日以降に、法令違反等を理由に監督官庁から銀行法等に基づく報告または資料の徴求を受けた事実があるときは、その概要を記載してください。
- (注7) 第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。優先順位を付けて2名まで記載してください。
- (注8) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(事務委託を行う場合)

年 月 日

日本銀行金融機構局長 殿

## 第一次資格審査申請書

\_\_\_\_\_(注1)は、\_\_\_\_\_(注2)に受託業務の一部を再信託以外の方法により委託すること（以下「事務委託」といいます。）を条件に、「株式買入等基本要領」に定める信託の受託者となることを希望し、以下の諸点を表明および確約のうえ、第一次資格審査を申請します。

なお、事務委託の相手方となることについて、\_\_\_\_\_(注2)の同意を得ておりますので、申し添えます。

1. 当方は、「株式買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札の実施について」（2021年12月13日公表。以下「入札実施要領」といいます。）記書き2. に掲げる要件をすべて満たしています。当該要件を満たしていることに関して、下記のとおり所要の事項を報告します。(注3)
2. 本件受託業務の事務委託については、その時期、内容および方法について、日本銀行との間で予め協議したうえで、その同意を得て実施することとします。
3. 当方の申請または報告にかかる事項の記載内容に虚偽は一切ないほか、日本銀行から要請がある場合には、計数等の裏付けとなる資料その他日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

## 記

## 1. 信託財産として所有する株式の合計の金額(注4) (2021年3月末時点)

①所有額合計	億円
再信託を受けて所有する分	億円
共同受託により所有する分	億円
②再信託または共同受託契約に基づき、他の金融機関に資産管理を委託している分	億円
合計 (①+②)	億円

## 2. 行政処分

(1) 2020年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受けた事実<sup>(注5)</sup>

(注1)		(注2)	
有	無	有	無

(2) 行政処分の概要等<sup>(注6)</sup>

(注1)	(注2)

3. 「株式買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札の実施について」2.(13)ホ、に掲げる要件の充足<sup>(注7)</sup>

(注2)			
(イ)に該当する	(ロ)に該当する	(ハ)に該当する	(ニ)に該当することが見込まれる

(「(ニ)に該当することが見込まれる」と判断した理由)

--

4. 連絡先<sup>(注8)</sup>

	第1順位	第2順位
担当部署・役職名		
担当者氏名		
担当者電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住所 (〒 - )		

金融機関名

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_

印<sup>(注9)</sup>

- (注1) 金融機関名を記載してください。
- (注2) 事務委託の相手方となる株式会社の名称を記載してください。
- (注3) 2021年10月1日以降、補完貸付対象先（「補完貸付制度基本要領」に基づく相対型電子貸付を利用することを認められた金融機関等をいう。）にかかる承認（更新も含む。）を受けていない場合には、直近決算において、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」第2章1. に定める要件を満たしていることを適宜の様式で示してください。
- (注4) 「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注5) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注6) 2.（1）で有に○印を付けた場合には、当該行政処分の概要を記載してください。併せて当該行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。また、2.（1）で無に○印をつけた場合であっても、2020年4月1日以降に、法令違反等を理由に監督官庁から銀行法等に基づく報告または資料の徴求を受けた事実があるときは、その概要を記載してください。
- (注7) 「(イ) に該当する」・「(ロ) に該当する」・「(ハ) に該当する」・「(ニ) に該当することが見込まれる」のいずれかに○印を付けてください。また、「(イ) に該当する」・「(ロ) に該当する」・「(ハ) に該当する」のいずれかに○印を付した場合には、事務委託の相手方との資本関係等を判断する根拠となる資料（ディスクロージャー資料の写し等）を併せて添付してください。「(ニ) に該当することが見込まれる」に○印を付けた場合には、その理由を記載してください。
- (注8) 第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。優先順位を付けて2名まで記載してください。
- (注9) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。